

指定管理者施設管理運営評価書(令和4年度)

施設名	室蘭市公設地方卸売市場	指定期間	平成29年4月1日 ~ 令和5年3月31日
-----	-------------	------	-----------------------

1. 指定管理者の名称・所在地

【名称】
室蘭市場サービス株式会社

【所在地】
室蘭市東町3丁目1番12号

2. 施設の概要

【所在地】
室蘭市東町3丁目1番12号

【開設年月日】
平成21年10月1日(地方転換時)

【施設内容】
敷地面積 : 31,016.59 m² 追直卸売場分 3,875m²
延床面積 : 13,247.945m²(市場棟、仲卸倉庫、冷凍冷蔵庫棟、付属棟、守衛棟、追直卸売場 合計)
構造 : 鉄骨造2階建+一部鉄骨鉄筋コンクリート造(東町)
鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建(追直卸売場)
施設設備 : 市場棟、仲卸倉庫、冷凍冷蔵庫棟、付属棟、守衛棟

3. 事業の概要、自主事業

【開館時間・休館日】
開館時間 : 午前2時から午後5時まで
休館日 : 毎週日曜日及び水曜日、国民の祝日、1月2日から1月4日まで及び12月31日、その他条例で定める日

【事業】
目的 : 室蘭市公設地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。
業務内容 : 売買参加者登録等業務、セリ立会い監視等業務、統計業務、市場内保安等業務、施設維持管理業務

【自主事業】 なし

4. 利用実績

令和4年度開館日数 256 日

年度	売買参加者		買出人		青果部取扱数量等		水産部取扱数量等		取扱数量等合計	
	青果部	水産部	青果部	水産部	数量(t)	金額(千円)	数量(t)	金額(千円)	数量(t)	金額(千円)
30	64	61	118	107	11,859	2,928,131	4,813	3,547,932	16,672	6,476,063
R1	63	63	116	104	11,669	2,816,522	4,521	3,348,795	16,190	6,165,317
R2	-	65	-	104	7,007	1,750,162	3,649	2,852,539	10,656	4,602,701
R3	-	66	-	103	0	0	4,295	3,297,052	4,295	3,297,052
R4	-	68	-	94	0	0	4,555	3,349,244	4,555	3,349,244
前年比	-	2	-	△ 9	-	-	260	52,192	260	52,192
	-	103%	-	91%	-	-	106%	102%	106%	102%

※青果部は、令和2年11月までの実績。

5. 収入・支出の推移

(単位:千円)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
					計画	実績
収入	料金収入等					
	委託料	58,948	59,494	60,040	58,251	48,906
	コロナ感染症対策 休館分の委託料増額分	0	0	0	0	0
支出	管理経費	52,486	57,364	56,189	50,335	48,906
収入-支出		6,462	2,130	3,851	7,916	3,637

6. 評価の視点及び評価	
1 施設運営	
(1)条例に基づく施設の運営	(5)利用者意見の把握と反映
(2)施設の目的に沿ったサービス提供	(6)関係団体等との連絡調整等
(3)職員体制	(7)利用実績
(4)利用者の安全確保、緊急時の対応	(8)個人情報保護
評価	評価の内容
○	利用者の安全に配慮した運営や個人情報等の保護について、特段の配慮を行っており、概ね良好な運営と言える。
2 自主事業	
(1)自主事業はサービス向上に役立ったか	
(2)自主事業の実施実績	
(3)サービス向上への努力	
評価	評価の内容
—	
3 施設管理	
(1)建物・設備等の保守管理	(4)指定管理者が行う修繕
(2)備品の管理	(5)業務の外部委託
(3)清掃・警備・除雪・衛生管理	(6)管理の記録
評価	評価の内容
○	施設の移転による業務内容の変化にも対応し、概ね適正な管理を行っている。
4 歳入歳出	
(1)管理費用の経理及び管理	(3)利用料金の収入実績
(2)利用料金の取扱い	
評価	評価の内容
○	支出に関しては、人件費等の抑制に努めるなど民間の工夫が見受けられる。
7. 総合評価及びその他特記事項(現状又は今後の管理運営について)	
<p>近年の動向として、市場取扱量、業者の全体数等は、全国的に減少傾向にある。取扱量については、前年度より増加したものの新型コロナウイルス感染症流行前の水準にまでは回復していない。</p> <p>指定管理の施設運営・管理については、令和4年8月の施設移転による業務内容の変化にも対応し、概ね適正に行っている。</p> <p>今後も安定的な市場機能維持が図られるよう利用者の意見・要望把握を積極的に行い、また施設における場内秩序の乱れの改善に努めてほしい。</p>	
8. 指定管理者から市への要望事項	
特になし。	
【市の考え方】	
9. 利用者からの意見、要望等	
場内秩序の維持・改善に力を入れるとともに、利用者の意見・要望をよく把握しながら、より使いやすい市場となるよう努めてほしい。	
【指定管理者としての対応】	
市場内の状況把握に努め、迅速かつ適切な対応を図っていききたい。	